（定義）

第三条　［略］

2　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

［一～八　略］

九　「モバイル網固定電話用設備」とは、事業用電気通信設備のうち、電気通信事業法施行規則第十四条第一項第五号に規定するモバイル網固定電話の提供の用に供するものをいう。

十～十四　［略］

第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

第五款　モバイル網固定電話用設備

（適用の範囲）

第三十五条の二十四　この款の規定は、モバイル網固定電話用設備について適用する。

（基本機能）

第三十五条の二十五　第三十五条の九の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の二十六　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるモバイル網固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。

2　電気通信事業者は、そのモバイル網固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（緊急通報の優先的取扱い）

第三十五条の二十七　第三十五条の二の五の規定は、緊急通報の優先的取扱いを行うモバイル網固定電話用設備について準用する。この場合において、同条第一項中「災害時優先通信（緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）」とあり、並びに同項各号及び同条第二項中「災害時優先通信」とあるのは、「緊急通報」と読み替えるものとする。

第六款　その他の音声伝送用設備

（適用の範囲）

第三十六条　この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備、ＰＨＳ用設備及びモバイル網固定電話用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

（準用）

第四十四条の二　［略］

［2　略］

3　第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備（モバイル網固定電話用設備を除く。）について準用する。

［4・5　略］

6　第三十五条の九、第三十五条の二十六及び第三十五条の二十七の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。

（定義）

第三条　［同上］

2　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九～十三　［同上］

第二章　［同上］

第五節　［同上］

［新設］

（適用の範囲）

第三十六条　この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

（準用）

第四十四条の二　［同上］

［2　同上］

3　第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

［4・5　同上］

［新設］